# 上山市消費生活センターだより

令和5年6月発行

## 令和5年6月1日より 契約書面等の電子交付が可能となります!

令和3年の特定商取引法改正によって、<u>令和5年6月1日より、契約書面等の</u> <u>電子交付が可能となりました。</u>契約書面等が電子化されることで、書面交付が 簡易化されますが、<u>電子書面の確認方法が分からない等のトラブルが起こる可</u> <u>能性も考えられます。</u>今まで通り、紙の契約書を受け取る事も可能ですので、 自分に合った方法を選択しましょう。

#### 考えられるトラブル事例

先月、高齢の両親宅に見知らぬ業者が布団の点検に来訪し、点検後に高額な布団の購入を勧められて断りされずに購入してしまったそうだ。

手元に契約書が無く、書面を受け取っていない事によるクーリング・オフを申し出たのだが、契約書面は電子交付しており、クーリング・オフ期間も過ぎている為、クーリング・オフには応じられないと言われてしまった。



重要書面等の電子交付は強制ではありません。

事業者が重要事項を説明し、電子交付を行なう場合の提供 の種類・内容を提示した上で、消費者が書面の電子交付を 承諾した場合にのみ適用されます。

紙の契約書面は交付出来ない、電子メールでの交付が法律で義務付けられた等といった虚偽の説明を受けた場合や、電子書面の確認が出来ないなどのトラブルが起きた場合は、お早めに消費生活センターへご相談ください。



## ☑ 消費生活センターってどんなところ?

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、 助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



- \*原則として、ご本人からご相談ください。
  - (トラブルに遭った方ご本人が、認知症や病気等で相談することが難しい場合は、介護や見守りをしている方からの相談も受け付けます)
- \*ご相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)をご準備頂くと、問題点の把握や助言をする際に参考になります。
- \*<u>消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。</u> 一例を記載いたしますのでご確認ください。



#### お受けできない相談例

- \*事業者からの相談…消費生活センターは消費者からの相談を受け付ける窓口です。事業者から相談があった際は、事業者向けの相談窓口をご案内しています。
- \*個人間取引の相談…消費生活センターは消費者・事業者間で起きたトラブルについて助言を行なっています。個人間での売買契約や金銭貸借等については助言する事が出来ないのでご了承ください。

### 消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、

消費者ホットライン 🕾 188 (いやや!) または、

上山市消費生活センターへご相談ください!!



【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内 ☎023-672-1111 内線 115